

## 重要事項のご説明

## 1 はじめに

- この書面は、傷害補償(標準型)特約をセットした団体総合生活補償保険に関する重要事項(「契約概要」「注意喚起情報」等)についてご説明しています。ご契約前に必ずお読みいただき、お申込みくださいますようお願いいたします。
- この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」に記載しています。必要に応じて代理店・扱者または当社へご請求ください。

- 「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」は、ご契約後、保険証券とともにお届けします。
- ご契約の手続き完了後、1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、当社までお問い合わせください。
- 保険契約者と被保険者が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
- この書面は、ご契約後も保管ください。ご不明な点につきましては、代理店・扱者または当社までお問い合わせください。

## 2 マークのご説明

- 契約概要** 保険商品の内容をご理解いただくための事項
- 注意喚起情報** ご契約に際して保険契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項
- しおり** このマークの項目は、「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」に記載しています。

## 3 この書面の構成

- I 契約締結前におけるご確認事項** ▶ P.2~4
- 商品の仕組み
  - 基本となる補償等
  - 保険料の決定の仕組みと払込方法等
  - 満期返れい金・契約者配当金
- II 契約締結時におけるご注意事項** ▶ P.5
- 告知義務(ご契約時にお申出いただく事項)
  - クーリングオフ説明書(ご契約のお申込みの撤回等)
  - 傷害死亡保険金受取人
- III 契約締結後におけるご注意事項** ▶ P.6
- 通知義務等(ご契約後にご連絡いただく事項)
  - 解約と解約返れい金
  - 被保険者からの解約

その他ご留意いただきたいこと ▶ 最終ページ

## 4 用語の説明

**しおり** 解約日、始期日、治療、通院、入院、保険期間、満期日を参照

「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」にも「用語のご説明」が記載されておりますので、ご確認ください。

<b>危険</b>	ケガ、損害等の発生の可能性をいいます。	<b>普通保険約款</b>	基本となる補償内容および契約手続き等に関する原則的な事項を定めたものです。
<b>準記名式契約</b>	保険契約者と一定の関係にある方を被保険者とし、加入申込票兼被保険者明細書等に被保険者氏名を記載することなく、あらかじめ定めた条件で補償する契約方式です。ご契約にあたっては、被保険者名簿の備え付けが必要です。	<b>保険金</b>	普通保険約款およびセットされた特約により補償されるケガまたは損害等が発生した場合に当社がお支払いすべき金銭をいいます。
<b>他の保険契約等</b>	保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。	<b>保険金額</b>	保険契約により保険金をお支払いする事由が発生した場合に、当社がお支払いする保険金の額(または限度額)をいいます。
<b>特約</b>	オプションとなる補償内容など普通保険約款に定められた事項を特別に補充・変更する事項を定めたものです。	<b>保険契約者</b>	当社に保険契約の申込みをされる方であって、保険料の支払義務を負う方をいいます。
<b>配偶者</b>	婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情(内縁関係)にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。	<b>保険料</b>	保険契約者が保険契約に基づいて当社に払い込むべき金銭をいいます。
<b>被保険者</b>	保険契約により補償の対象となる方をいいます。	<b>未婚</b>	これまでに婚姻歴がないことをいいます。

## 5 お問い合わせ窓口

保険会社の連絡・相談・苦情窓口	指定紛争解決機関
<p>当社へのご相談・苦情がある場合</p> <p>三井住友海上お客さまデスク <b>0120-632-277</b>(無料)</p> <p>チャットサポートなどの各種サービス</p> <p>こちらからアクセスできます。</p> <p><a href="https://www.ms-ins.com/contact/cc/">https://www.ms-ins.com/contact/cc/</a></p> <p>事故が起こった場合</p> <p>30日以内にご契約の代理店・扱者または下記にご連絡ください。</p> <p>24時間365日事故受付サービス</p> <p>三井住友海上事故受付センター <b>0120-258-189</b>(無料)</p>	<p>当社との間で問題を解決できない場合</p> <p>当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。当社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。</p> <p>一般社団法人 日本損害保険協会 <b>そんぽADRセンター</b></p> <p>[ナビダイヤル(全国共通・通話料有料)] <b>0570-022-808</b></p> <p>・受付時間 平日9:15~17:00(土日・祝日および年末年始を除きます。)</p> <p>・携帯電話からも利用できます。IP電話からは03-4332-5241におかけください。</p> <p>・おかけ間違いにご注意ください。</p> <p>・詳細は、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。</p> <p>(<a href="https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html">https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html</a>)</p>

## I 契約締結前におけるご確認事項

## 1. 商品の仕組み

契約概要

## (1) 商品の仕組み

団体総合生活補償保険(標準型)は次のとおり構成されています。  
※ご契約内容によりセットできる特約が限定されている場合があります。詳細は、代理店・扱者または当社までお問い合わせください。

【★:必ずセットが必要な特約】

基本となる補償	基本となる補償の特約	+	補償の種類	任意にセットできる主な特約
ケガの補償	★傷害補償(標準型)特約	+	ケガの補償	●交通事故危険のみ補償特約 ●自転車搭乗中等のみ補償特約 ●傷害部位・症状別保険金補償特約 など
		+	その他の補償	●日常生活賠償特約 ●携行品損害補償特約 ●ホールインワン・アルバトロス費用補償特約(団体総合生活補償保険用) など

すべてのご契約に自動でセットされる特約	★条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約
---------------------	-----------------------

## (2) 被保険者の範囲

ご契約内容により被保険者となれる方が限定されている場合があります。また、特約により加入できる被保険者の年齢が決まっているものがあります。詳細は、代理店・扱者または当社までお問い合わせください。

基本となる補償の被保険者の範囲は、次のとおりです。ご希望の型をお選びください(準記名式契約の場合は「本人型」のみの選択となります。)。なお、同居・別居の別および続柄は、保険金支払事由発生時のものをいいます。

(○:補償の対象 -:補償の対象外)

型	被保険者の範囲		
	本人	配偶者	同居の親族(注1)・別居の未婚の子(注2)
本人型	○	—	—
家族型	○	○	○
夫婦型	○	○	—
配偶者対象外型	○	—	○

(注1)6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。

(注2)家族型では「本人またはその配偶者の同居の親族」または「本人またはその配偶者の別居の未婚の子」をいいます。配偶者対象外型では「本人の同居の親族」または「本人の別居の未婚の子」をいいます。

※上記以外でも特約により被保険者の範囲が決まっているものがあります。詳細は普通保険約款・特約をご確認ください。

## 2. 基本となる補償等

### (1) 基本となる補償 契約概要 注意喚起情報

基本となる補償の、「保険金をお支払いする場合」および「保険金をお支払いできない主な場合」は次のとおりです。なお、セットする特約により、内容が異なる場合があります。詳細は普通保険約款・特約をご確認ください。

※既に存在していた身体の障害または病気の影響などによりケガ等の程度が大きくなった場合は、その影響がなかった場合に相当する金額をお支払いします。

基本となる補償	保険金をお支払いする場合	保険金をお支払いできない主な場合
ケガの補償	被保険者が保険期間中に急激かつ偶然な外来の事故によって被ったケガに対して、傷害死亡保険金、傷害後遺障害保険金、傷害入院保険金、傷害手術保険金、傷害通院保険金をお支払いします。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ</li> <li>・脳疾患、病気、心神喪失によるケガ</li> <li>・妊娠、出産、早産または流産によるケガ</li> <li>・自動車等の無資格運転、飲酒運転または麻薬等を使用しての運転中のケガ</li> <li>・細菌性食中毒およびウイルス性食中毒</li> <li>・入浴中の溺水(ただし、当社が保険金を支払うべきケガによって発生した場合には、保険金をお支払いします。)</li> <li>・原因がいかなる場合でも、誤嚥<sup>えん</sup>によって発生した肺炎</li> <li>・地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ</li> <li>・ピッケル等登山用具を使用する山岳登山、ハングライダー搭乗等の危険な運動中のケガ</li> <li>・次の危険な職業に従事中のケガ(本人型を除きます。)</li> </ul> <div style="background-color: #fff9c4; padding: 5px; margin-top: 5px;">                     オートテスター(テストライダー)、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手(競輪選手)、モーターボート(水上オートバイを含みます。)競争選手、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含みます。)、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます。)、力士                 </div> <p style="text-align: right;">その他これらと同程度またはそれ以上の危険な職業 など</p>

### (2) 主な特約の概要 契約概要

- **携行品損害補償特約**  
偶然な事故により、被保険者が住宅(敷地を含みます。)外において携行している身の回り品(注)に損害が発生した場合に、保険金をお支払いする特約です。  
(注)被保険者が所有する、日常生活において職務の遂行以外の目的で使用する動産(カメラ、衣類、レジャー用品等)をいいます。ただし、一部補償対象外となる携行品(携帯電話、パソコン、漁具等)があります。詳細は特約をご確認ください。
- **ホールインワン・アルバトロス費用補償特約(団体総合生活補償保険用)**  
日本国内のゴルフ場において、パー35以上の9ホールをラウンドするゴルフ競技中に、被保険者がホールインワンまたはアルバトロスを達成したときに、慣習として約款所定の費用を負担したことによる損害を被った場合に、保険金をお支払いする特約です。  
※保険金お支払い時に、当社の求めるホールインワン・アルバトロスを証明できるものが必要になります。詳細は特約をご確認ください。  
※キャディ帯同のない「セルフプレー中」の場合は、原則として、保険金のお支払い対象となりませんのでご注意ください。ただし、次の場合に限り、保険金をお支払いします。  
・同伴競技者以外の第三者の目撃(注)がある場合  
・ホールインワンまたはアルバトロスの達成が客観的に確認できるビデオ映像等がある場合  
(注)目撃とは、原則ショットからカップインまでのボールの行方を連続して目視することをいいます。例えば、達成後にボールがカップインした状態のみ目視した場合は、「目撃」には該当しません。  
※上記以外の特約の概要については、「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」等をご確認ください。

### (3) 複数のご契約があるお客さまへ 注意喚起情報

次の特約等をセットする場合、補償内容が同様の保険契約(団体総合生活補償保険以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の可否を判断のうえ、ご契約ください。  
※複数あるご契約のうち、これらの特約を1つのご契約のみにセットしている場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったとき等は、特約の補償がなくなることがありますのでご注意ください。

#### <補償が重複する可能性のある主な特約>

	今回ご契約いただく特約	補償の重複が発生する他の保険契約・特約の例
①	日常生活賠償特約	自動車保険の「日常生活賠償(受託物賠償追加型)特約」または火災保険の「日常生活賠償特約」(個人賠償を補償する特約)
②	携行品損害補償特約	火災保険の自宅外家財特約
③	ホールインワン・アルバトロス費用補償特約(団体総合生活補償保険用)	ゴルフ保険のホールインワン・アルバトロス費用補償特約

### (4) 保険金額の設定 契約概要

お客さまが実際にご契約いただく保険金額につきましては、保険申込書の保険金額欄、普通保険約款・特約等にてご確認ください。詳細は代理店・扱者または当社までお問い合わせください。  
ご契約いただく保険金額の設定につきましては、次の点にご注意ください。

- 保険金額は被保険者(補償の対象者)の方の年齢・年収等に照らして適正な金額となるように設定してください。場合により、お引受けできない保険金額・ご契約条件等もありますのであらかじめご承知おきください。
- 保険金額・日額は、高額療養費制度等の公的保険制度を踏まえて設定してください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>)等をご確認ください。

### (5) 保険期間および補償の開始・終了時期 契約概要 注意喚起情報

- ① **保険期間**：1年間(ご契約内容により1年に満たない短期契約も可能)  
※保険期間が1年間の契約にのみセットできる特約もあります。詳細は代理店・扱者または当社までお問い合わせください。
- ② **補償の開始**：始期日の午後4時(保険申込書に異なる時刻が記載されている場合はその時刻)
- ③ **補償の終了**：満期日の午後4時

## 3. 保険料の決定の仕組みと払込方法等

### (1) 保険料の決定の仕組み 契約概要

保険料は、基本となる補償の種類、保険金額、被保険者(補償の対象者)の方の年齢および保険期間等によって決定されます。実際のご契約時の保険料については、保険申込書をご確認ください。

しおり **最低保険料について**を参照

### (2) 保険料の払込方法 契約概要 注意喚起情報

保険料はキャッシュレスで払い込むことができます(現金により払い込むことも可能です。)。ただし、代理店・扱者やご契約内容によってはご選択いただけない場合があります。  
(注1)保険料は一時払と比べて10%の割増が適用されます。  
(注2)保険料は一時払と比べて3%の割増が適用されます。

#### 【ご契約時に保険料を払い込む方法の場合】

保険期間が始まった後でも、始期日から代理店・扱者または当社が保険料を領収するまでの間に発生した事故等に対しては、保険金をお支払いしません。

### (3) 保険料の払込猶予期間等の取扱い 注意喚起情報

- ① 保険料払込方法が口座振替、請求書払の場合または分割払で第2回目以降の分割保険料の払込みの場合は、保険料払込期日までに保険料を払い込んでください。保険料払込期日の翌月末日(注)までに保険料の払込みがない場合、事故が発生しても保険金をお支払いしません。また、ご契約を解除する場合があります。  
(注)口座振替で保険料が払い込まなかったことについて、故意および重大な過失がなかった場合は、保険料払込期日の翌々月末日まで払込みを猶予します。ただし、分割払のご契約の場合は、保険料払込期日到来前の分割保険料をあわせて払い込んでいただくことがあります。
- ② 分割払でご契約の場合、当社が傷害死亡保険金をお支払いすべき事故が発生したときには、未払込分の保険料を請求することがあります。

初回保険料の払込前に事故が発生した場合、原則として、保険金のお支払いには初回保険料の払込みが必要となります。当社にて初回保険料の払込みを確認した後に、保険金をお支払いします。

## 4. 満期返れい金・契約者配当金 契約概要

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

## Ⅱ 契約締結時におけるご注意事項

### 1. 告知義務(ご契約時にお申出いただく事項)

注意喚起情報

- (1) 保険契約者または被保険者には、告知義務があり、代理店・扱者には告知受領権があります。告知義務とは、ご契約時に告知事項について、事実を正確に知らせる義務のことです。
- (2) 告知事項とは、危険に関する重要な事項として当社が告知を求めるもので、保険申込書に記載された内容のうち、「※」印がついている項目のことです。  
この項目について故意または重大な過失によって、告知がなかった場合や告知した事項が事実と異なる場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。保険申込書の記載内容を必ずご確認ください。

#### 【告知事項】

##### ① すべてのご契約

- ア.被保険者本人の「職業・職務」<sup>(注1)</sup><sup>(注2)</sup>
- イ.他の保険契約等<sup>(注3)</sup>に関する情報

##### ② 「準記名式契約(全員付保)(同一保険金額)特約」、「準記名式契約(全員付保)(職名等別保険金額)特約」、「準記名式契約(一部付保)(同一保険金額)特約」、「準記名式契約(一部付保)(職名等別保険金額)特約」をセットしたご契約 被保険者数

(注1)「交通事故危険のみ補償特約」「自転車搭乗中等のみ補償特約」をセットする場合は除きます。

(注2) 職業・職務は、保険料の算出や保険金のお支払いに際し、極めて重要な項目です。お申込みの際には改めてご確認ください。

(注3) 同種の危険を補償する他の保険契約等で、団体総合生活補償保険、普通傷害保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約、生命保険契約等を含みます。

### 2. クーリングオフ説明書(ご契約のお申込みの撤回等)

注意喚起情報

この保険は保険期間が1年以下のみとなるため、ご契約のお申込み後に、お申込みの撤回または契約の解除(クーリングオフ)を行うことはできません。

### 3. 傷害死亡保険金受取人

注意喚起情報

- ① 被保険者本人の傷害死亡保険金受取人を定めなかった場合、傷害死亡保険金は、被保険者本人の法定相続人にお支払いします。なお、法定相続人とは民法で定められた被相続人の財産を相続できる人をいい、法律上の婚姻関係にない配偶者を含みません。
- ② 被保険者本人の傷害死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に定める場合または変更する場合には、必ず被保険者本人の同意を得てください。なお、同意のないままご契約された場合、保険契約は無効となります。
- ③ 被保険者本人以外の被保険者については、その被保険者の法定相続人が傷害死亡保険金受取人となり、傷害死亡保険金受取人の変更はできません。

※ 企業等が保険契約者および傷害死亡保険金受取人となり、従業員等を被保険者とする場合は、保険契約者から、被保険者(従業員等)のご家族等に対し、保険の加入についてご説明ください。

## Ⅲ 契約締結後におけるご注意事項

### 1. 通知義務等(ご契約後にご連絡いただく事項)

注意喚起情報

- (1) ご契約後、次の事実が発生した場合は、遅滞なくご契約の代理店・扱者または当社までご連絡ください。  
ご連絡がない場合、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、十分ご注意ください。

#### 【通知事項】

##### ① 「準記名式契約(全員付保)(同一保険金額)特約」、「準記名式契約(全員付保)(職名等別保険金額)特約」、「準記名式契約(一部付保)(同一保険金額)特約」、「準記名式契約(一部付保)(職名等別保険金額)特約」をセットしたご契約 ア.職業・職務を変更した場合<sup>(注)</sup> イ.被保険者数が増える場合

##### ② 上記①以外のご契約

被保険者本人の職業・職務を変更した場合<sup>(注)</sup>

(注)「交通事故危険のみ補償特約」「自転車搭乗中等のみ補償特約」をセットする場合は除きます。

- (2) 被保険者本人が職業・職務を変更した場合で、次の「職業・職務」に変更した場合、保険期間の途中であってもご契約を解除することがあります。

オートテスター(テストライダー)、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手(競輪選手)、モーターボート(水上オートバイを含みます。)競争選手、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含みます。)、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます。)、力士  
その他これらと同程度またはそれ以上の危険な職業

- (3) 次の事実が発生する場合は、ご契約内容の変更等が必要となります。ただちに代理店・扱者または当社までご連絡ください。

- ① 保険契約者の住所または連絡先を変更した場合
- ② 特約の追加等、契約条件を変更する場合

### 2. 解約と解約返れい金

契約概要

注意喚起情報

ご契約を解約する場合は、ご契約の代理店・扱者または当社までお申出ください。

- ご契約の解約に際しては、ご契約時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還します<sup>(注)</sup>。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間分よりも少なくなります。

- 始期日から解約日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により、追加の保険料をご請求する場合があります。追加で請求したにもかかわらず、その払込みがない場合は、ご契約を解除することがあります。

(注) ご契約条件により解約返れい金がない場合があります。詳細は代理店・扱者または当社までお問合わせください。

### 3. 被保険者からの解約

注意喚起情報

被保険者が保険契約者以外の方で、一定の要件に合致する場合は、被保険者は保険契約者にご契約の解約を求めることができます。この場合、保険契約者はご契約を解約しなければなりません。ただし、この場合において、当社が未払込保険料を請求したときには、保険契約者は、その保険料を払い込まなければなりません。

※ 解約する範囲はその被保険者にかかる部分とします。

保険契約者と被保険者が異なる場合で、被保険者が解約を希望するとき

**しおり** [被保険者による保険契約の解約請求について](#)を参照

# その他ご留意いただきたいこと

## 1 事故が起こった場合

事故が起こった場合、30日以内にご契約の代理店・扱者または当社にご連絡ください。

ご連絡がない場合、それによって当社が被災した損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。

また、賠償事故の場合、事故現場で示談・口約束はしないでください。保険金の請求を行う場合は、普通保険約款・特約に定める保険金請求に必要な書類のほか、「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」の「保険金のご請求時にご提出していただく書類」に定める書類等を提出していただく必要があります。

事故時の手続き等について知りたい場合  
**しおり** [事故が起こった場合の手続き](#)を参照

## 2 個人情報の取扱い **注意喚起情報**

この保険契約に関する個人情報、当社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、当社およびMS&ADインシュアランスグループのそれぞれの会社(海外にあるものを含む)が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。

①	<b>当社およびグループ会社の商品・サービス等の例</b>	損害保険・生命保険商品、投資信託・ローン等の金融商品、リスクマネジメントサービス
②	<b>提携先等の商品・サービスののご案内の例</b>	自動車購入・車検の斡旋

上記の商品やサービスには変更や追加が生じることがあります。ただし、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含む)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含む)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等(いずれも海外にあるものを含む)に提供することがあります。

### ● 契約等の情報交換について

当社は、この保険契約に関する個人情報について、保険契約の締結ならびに保険金支払いの健全な運営のため、一般社団法人 日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、損害保険会社等の間で、登録または交換を実施することがあります。

### ● 再保険について

当社は、この保険契約に関する個人情報を、再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知・報告、再保険金の請求等のために、再保険引受会社等(海外にあるものを含む)に提供することがあります。

当社の個人情報の取扱いに関する詳細、商品・サービス内容、グループ会社の名称、契約等情報交換制度等については、当社ホームページ(<https://www.ms-ins.com>)をご覧ください。

## 3 契約取扱者の権限 **注意喚起情報**

契約取扱者が代理店または社員の場合は、当社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理等の業務を行っています。

したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、当社と直接契約されたものとなります。

## 4 重大事由による解除

次のことがある場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- ① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、当社に保険金を支払わせることを目的としてケガ・損害・事故等を発生させ、または発生させようとしたこと。
- ② 被保険者または保険金を受け取るべき方が保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③ 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。
- ④ 複数の保険契約に加入することで被保険者の保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
- ⑤ 上記のほか、①～④と同程度に当社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を発生させたこと。

## 5 継続契約について

● 保険金請求状況や年齢等によっては、保険期間終了後、ご契約を継続できないこと、または補償内容を変更させていただくことがあります。

● 当社が普通保険約款・特約、保険料率等を改定した場合、改定日以降を始期日とする継続契約には、その始期日における普通保険約款・特約、保険料率等が適用されます。そのため、継続契約の補償内容や保険料が継続前のご契約と異なることやご契約を継続できないことがあります。あらかじめご了承ください。

保険期間終了後にこの契約を継続する場合のご注意

**しおり** [継続契約について](#)を参照

## 6 共同保険

当社および他の損害保険会社との共同保険契約となる場合は、それぞれの引受保険会社は引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。

## 7 保険会社破綻時等の取扱い **注意喚起情報**

損害保険会社が経営破綻した場合に保険契約者等を保護する目的で、「損害保険契約者保護機構」があり、当社も加入しています。

この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、損害保険会社が破綻した場合でも、保険金、解約返れい金等は次のとおり補償されます。

	ケガの補償	
補償内容	保険金支払い	解約返れい金
補償割合	80%(注)	80%

(注)破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。


※「ケガの補償」以外の補償に対する保険金、解約返れい金等の補償割合は、当社または代理店・扱者までお問合わせください。

その他、下記の項目は「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」をご確認ください。

**しおり** [「無効、取消し、失効について」](#)「[ご契約内容および事故報告内容の確認について](#)」を参照

## 三井住友海上火災保険株式会社

**MS&AD** INSURANCE GROUP

本店 〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-9 三井住友海上 駿河台ビル  
(チャットサポートやよくあるご質問などの各種サービス) [こちらから](#)  
<https://www.ms-ins.com/contact/cc/> [アクセスできます](#)▶   
(お客さまデスク) 0120-632-277(無料)

● [ご相談](#)・[お申込先](#)